
プロジェクト 収益認識

項目 顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失

本資料の目的

1. 本資料では、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額の開示（表示又は注記）について、第 97 回（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 98 回収益認識専門委員会（2019 年 7 月 18 日開催）、第 411 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 27 日開催）及び第 413 回企業会計基準委員会（2019 年 7 月 29 日開催）において聞かれた意見を踏まえて再度、審議させて頂くものである。

事務局提案の要約

2. 本資料では、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額の開示（表示又は注記）については、金融資産の減損の会計処理に関して会計基準の開発に着手することとした場合に、当該開示についても、併せて検討することとし、それまでの間は、開示を求めないことをご提案している。

背景

3. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
4. 収益認識会計基準においては、下記のとおり、注記事項について、収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に（以下「強制適用時まで」という。）検討することとしている（収益認識会計基準第 156 項（結論の背景））。

本会計基準を早期適用する段階では、各国の早期適用の事例及び我が国の IFRS 第 15 号の準備状況に関する情報が限定的であり、IFRS 第 15 号の注記事項の有用性とコストの評価を十分に行うことができないため、必要最低限の定めを除

き、基本的に注記事項は定めないこととし、本会計基準が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、注記事項の定めを検討することとした。（一部略）

5. なお、IFRS において顧客との契約から生じた債権及び契約資産の減損損失は、IFRS 第 15 号第 107 項等の記載から、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って算定することとなる。一方、日本基準においては、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、金融商品会計基準及び同実務指針に従って算定することとなる。よって、本資料では、IFRS 第 15 号において「減損損失」とされている用語については、他の日本基準で使用されている用語を参照して、「貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額」とすることを前提に以下の検討をしている。

これまでに聞かれている意見

第 97 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

6. 顧客との契約から生じた債権という表現について、現行の収益認識会計基準における債権という用語の前に「顧客との契約から生じた」という文言を付け加えた理由を確認したい。また、現行の収益認識会計基準の「債権」の定義も修正するという認識で良いか。
7. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額について、通常の営業活動から生じない未収入金等に対する貸倒引当金繰入額等が除かれるとすると、区分表示又は注記にどれだけの意味があるのか不明確であると考えられる。また、IFRS 第 9 号に対する我が国の金融商品会計基準上の対応が定まっていない中で、当該部分だけ先行して取り込む意味も不明確であると考えられるため、当該注記は現時点では不要とし、IFRS 第 9 号に対する我が国の金融商品会計基準上の対応の中で議論する方向が良いのではないかと考えられる。
8. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額について、どのような目的で当該開示が必要であるかを明記した方が作成者も納得して開示することができると考えられる。また当該開示における重要性に係る記載についても何か工夫できるのではないか。
9. 重要性について、会計基準において重要性を考慮する一方で、財務諸表等規則においては別掲項目に関する数値基準があることを踏まえ、どのように整理するかについて検討した方が良いのではないか。

10. 文案において、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額という用語を使用している箇所について、金融商品会計基準は別の用語を使用していると考えられるため、確認した方が良いのではないか。
11. 認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の区分表示又は注記について、例えば戻入れ等が発生した場合、有用な情報という観点からは繰入額のみを表示又は注記すべきなのかといった議論も手当てする必要があると考えられる。

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

12. 顧客との契約から生じた債権を特定し、かつ、金融商品会計基準及び同実務指針の適用を前提とした場合、一般債権として貸倒引当金を算定し、顧客との契約から生じた債権の貸倒引当金繰入額を、他の債権の貸倒引当金繰入額と按分して算定する取扱いは、現行の貸倒見積額の算定を変更するものではなく、本当に影響がないと言えるか疑問が残る。また、貸倒引当金繰入額の方が多い場合には、按分して営業費用又は営業外費用とする一方、貸倒引当金取崩額の方が多い場合には按分計算が必要ないとされていて、按分計算された結果の開示の有用性には疑問がある。貸倒損失額も相殺して表示又は注記してよいか、また、償却債権取立益をどのように取り扱うのかなど、具体的にどのように計算するのかを検討する必要があり、その結果に有用性があるか検討する必要があると考える。
13. 会計基準文案の第 79-2 項は、相殺後に戻入益となる場合においては、営業外収益で表示する現行の金融商品に関する実務指針と異なることはないという理解でよいか確認したい。
14. 会計基準文案の第 79-2 項について、顧客との契約から生じた債権のみを対象に表示又は注記した場合、従来のもので算定とは異なり、損益の逆転が生じ、顧客との契約から生じた債権の貸倒引当金は繰入、その他の債権の貸倒引当金は戻入になり得るなど、金融商品会計基準と齟齬が生じる可能性があるため、どちらが優先することになるのか、整理が必要ではないか。

第 411 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. 顧客との契約から生じた債権を特定することにより、現行の貸倒引当金の算定との比較で差異が生じる可能性はあるのか、確認したい。
16. 契約資産が金融資産である金銭債権に該当するか否かを言及せずに貸倒引当金の計上をとしている点について、貸倒引当金についての収益認識会計基準等と金融商品会計基準の定めの関係について確認したい。

ASBJ 事務局による分析及び提案

顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額

17. 第 98 回収益認識専門委員会において、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額について、貸倒引当金戻入額と相殺の上、開示を求めることをご提案した。
18. 第 98 回収益認識専門委員会において、本資料の第 12 項から第 14 項のとおり、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）との関係を整理する必要がある等の意見が聞かれた。
19. 金融商品会計実務指針第125項において、以下とされている。
 - (1) 当事業年度末における貸倒引当金のうち直接償却により債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩す。
 - (2) 当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺して、繰入額の方が多い場合にはその差額を繰入額算定の基礎となった対象債権の割合等合理的な按分基準によって営業費用（対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合）又は営業外費用（対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合）に計上する。
 - (3) 取崩額の方が大きい場合には、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として当該期間に認識する。
20. また、金融商品会計実務指針第124項において、貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として当該期間に認識するとされている。
21. 本資料第19項及び第20項のとおり、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の損益計算書上の表示方法は、金融商品会計実務指針において定められており、仮に、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額を損益計算書上に表示することを求めた場合、金融商品会計実務指針の改正が必要となる可能性がある。

また、仮に、顧客との契約から生じた債権及び契約資産に関する貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額について、金融商品会計実務指針の定めの変更を検討する場合、顧客との契約から生じた債権及び契約資産以外の債権の取扱いとの整合性も検討することが必要になると考えられる。
22. さらに、現在、日本基準を国際的な会計基準と整合させる取組みの一環で、金融

資産の減損の会計処理について、会計基準の改正に着手するか否かについての検討を行っているところである。仮に、前項のとおり、金融商品会計実務指針の定めを変更する場合、今後、金融資産の減損の会計処理について基準開発が行われた際に、改めて、取り扱いを変更しなければならなくなる可能性がある。

23. 以上の分析の結果、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示については、金融資産の減損の会計処理に関して会計基準の改訂に着手することとした場合に、併せて検討することが適切と考えられ、それまでの間は、開示を求めないことが考えられるがどうか。また、当該帰結に至った背景を結論の背景に記載することが考えられるがどうか。

文案の提案

24. 前項までの検討に基づく文案は次のとおりである。

【文案の記載にあたって】

1. 文章の表現については、IFRS 第 15 号又は Topic 606 の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
2. 以下の変更点について、追加には下線を、削除を提案する文言に取消線を付している。
 - (1) 第 98 回収益認識専門委員会の審議資料からの変更点
 - (2) 現行の収益認識会計基準等からの変更点（現行の収益認識会計基準からの変更を今回新たに提示している項目）
3. 収益認識会計基準等の文案として IFRS 第 15 号に追加して定めた部分を青でハイライトしている。
4. 文中の（¶）は、IFRS 第 15 号における項番号を表しているものであり、最終的には収益認識会計基準等において削除する予定のものである。

【会計基準】

79-2 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、損益計算書において他の費用と区分して表示するか、当該金額を注記する（Ⅱ113(b)）。

—なお、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を相殺して表示又は注記することとするが、これらの金額を区分して表示又は注記することを妨げない。

【結論の背景】

X1 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、損益計算書において他の費用と区分して表示するか、当該金額を注記するとしている（第79-2項参照）。

X2 前項の開示は、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの考え方を採用したことに起因している。つまり、取引価格に顧客の信用リスクを反映するとの考えもあるが、収益の成長と債権管理（又は不良債権）とを別々に分析できるように、収益を「総額」で測定することが適当であると考えられ、この債権管理（又は不良債権）の分析に資するように、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額を開示することとした。

X3 また、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を区分して、表示又は注記することも考えられるが、これらを相殺して表示又は注記するとしても、販売活動と債権回収活動の業績についての情報が提供されることが考えられることから、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を相殺して表示又は注記することとしたうえで、これらの金額を区分して表示又は注記することを妨げないこととした。

IFRS 第15号において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示については、IFRS 第9号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっている。20XX年収益認識会計基準公表時点で、国際的な会計基準との整合性の観点から、金融資産の減損の会計処理に関して会計基準の開発を行っているところであり（又は開発に着手するか否かの検討を行っているところであり）、当該開示については、金融資産の減損の会計処理に併せて検討することとし、20XX年収益認識会計基準において当該開示は求めないこととした。

ディスカッション・ポイント

顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の金額の開示に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以 上